

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 平成31年2月8日

【四半期会計期間】 第65期第3四半期(自平成30年10月1日至平成30年12月31日)

【会社名】 佐藤食品工業株式会社

【英訳名】 SATO FOODS INDUSTRIES CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長兼社長 佐藤 仁一

【本店の所在の場所】 愛知県小牧市堀の内四丁目154番地

【電話番号】 (0568)77 7316(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 上田 正博

【最寄りの連絡場所】 愛知県小牧市堀の内四丁目154番地

【電話番号】 (0568)77 7316(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 上田 正博

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次 会計期間		第64期 第3四半期累計期間	第65期 第3四半期累計期間	第64期
		自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日	自 平成30年4月1日 至 平成30年12月31日	自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日
売上高	(千円)	5,058,686	5,089,002	6,640,985
経常利益	(千円)	976,360	898,982	1,248,760
四半期(当期)純利益	(千円)	694,868	516,827	954,861
持分法を適用した 場合の投資利益	(千円)	-	-	-
資本金	(千円)	3,672,275	3,672,275	3,672,275
発行済株式総数	(株)	9,326,460	9,326,460	9,326,460
純資産額	(千円)	15,489,186	15,867,415	15,557,851
総資産額	(千円)	17,810,226	17,913,323	17,885,293
1株当たり四半期 (当期)純利益	(円)	111.24	82.74	152.86
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益	(円)	110.63	82.21	152.03
1株当たり配当額	(円)	15.00	15.00	30.00
自己資本比率	(%)	86.8	88.4	86.8

回次 会計期間		第64期 第3四半期会計期間	第65期 第3四半期会計期間
		自 平成29年10月1日 至 平成29年12月31日	自 平成30年10月1日 至 平成30年12月31日
1株当たり四半期純利益金額	(円)	47.15	21.53

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
4. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第1四半期会計期間の期首から適用しており、前第3四半期累計期間及び前事業年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

2 【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。また当社は、子会社及び関連会社を一切有しておりません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を第1四半期会計期間の期首から適用しており、財政状態の状況については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値で前事業年度との比較・分析を行っております。

(1)業績の状況

当第3四半期累計期間における我が国経済は、政府の経済政策や日銀の金融緩和政策の継続を背景に企業収益の改善が見られるなど、緩やかな回復基調が続きましたが、米中の保護主義的な通商政策に基づく貿易摩擦や自然災害の増加などにより、依然として先行きの不透明な状況が続いております。

このような状況のもと、当社の当第3四半期累計期間における売上実績は、茶エキスにつきましては、紅茶エキス・ほうじ茶エキス・麦茶エキス等が増加したものの、緑茶エキス等が減少したため、売上高は2,535百万円（対前年同四半期比5.3%減）となりました。

粉末天然調味料につきましては、粉末椎茸・粉末昆布等が減少したものの、粉末鰹節・粉末魚介等が増加したため、売上高は1,359百万円（同4.2%増）となりました。

液体天然調味料につきましては、鰹節エキス・昆布エキス等が増加したため、売上高は555百万円（同2.4%増）となりました。

植物エキスにつきましては、果実エキス等が増加したため、売上高は531百万円（同23.2%増）となりました。

粉末酒につきましては、清酒タイプ・ブランデータイプ等が減少したものの、ラムタイプ・梅酒タイプ等が増加したため、売上高は101百万円（同4.9%増）となりました。

以上の結果、当第3四半期累計期間の売上高は5,089百万円（同0.6%増）となり、前年同四半期に比べ30百万円増加しました。

損益面につきましては、売上原価の増加により営業利益は826百万円（同8.7%減）、経常利益は898百万円（同7.9%減）となりました。また、投資有価証券評価損143百万円を計上したため、四半期純利益は516百万円（同25.6%減）となりました。

なお、当社は食品加工事業の単一セグメントであるため、セグメント情報は記載しておりません。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期会計期間末における資産合計は17,913百万円となり、前事業年度末に比べ28百万円増加しました。

流動資産については9,648百万円となり、前事業年度末に比べ308百万円増加しました。主に、たな卸資産が142百万円、売上債権が123百万円、それぞれ増加したことによります。

固定資産については8,264百万円となり、前事業年度末に比べ280百万円減少しました。主に、投資有価証券が218百万円減少したことによります。

負債合計は2,045百万円となり、前事業年度末に比べ281百万円減少しました。

流動負債については1,855百万円となり、前事業年度末に比べ259百万円減少しました。主に、未払法人税等が224百万円減少したことによります。

固定負債については190百万円となり、前事業年度末に比べ22百万円減少しました。主に、繰延税金負債が22百万円減少したことによります。

純資産合計は15,867百万円となり、前事業年度末に比べ309百万円増加しました。主に、配当金の支出により187百万円、その他有価証券評価差額金が27百万円、それぞれ減少したものの、四半期純利益516百万円を計上したことによります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期累計期間において、当社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

当第3四半期累計期間の研究開発費の総額は145百万円であります。

なお、当第3四半期累計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	27,000,000
計	27,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成30年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成31年2月8日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	9,326,460	9,326,460	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数は100株であります。
計	9,326,460	9,326,460		

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成30年12月31日		9,326,460		3,672,275		3,932,375

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成30年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 3,079,900		権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 6,236,500	62,365	同上
単元未満株式	普通株式 10,060		
発行済株式総数	9,326,460		
総株主の議決権		62,365	

(注) 1. 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式 42株が含まれております。

2. 当第3四半期会計期間末日現在の「発行済株式」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成30年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【自己株式等】

平成30年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 佐藤食品工業株式会社	愛知県小牧市堀の内 四丁目154番地	3,079,900		3,079,900	33.02
計		3,079,900		3,079,900	33.02

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間(平成30年10月1日から平成30年12月31日まで)及び第3四半期累計期間(平成30年4月1日から平成30年12月31日まで)に係る四半期財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

なお、新日本有限責任監査法人は、名称変更により、平成30年7月1日をもって、EY新日本有限責任監査法人となりました。

3．四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当第3四半期会計期間 (平成30年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	6,321,583	6,361,288
受取手形及び売掛金	1 1,538,215	1 1,661,967
製品	678,687	724,216
仕掛品	380,004	447,115
原材料及び貯蔵品	387,599	417,654
その他	34,294	36,344
貸倒引当金	154	-
流動資産合計	9,340,231	9,648,587
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	1,765,476	1,716,316
機械及び装置（純額）	1,229,046	1,104,128
土地	2,468,073	2,558,304
建設仮勘定	8,492	18,557
その他（純額）	106,429	109,099
有形固定資産合計	5,577,518	5,506,406
無形固定資産		
無形固定資産	18,352	14,771
投資その他の資産		
投資有価証券	2,726,689	2,508,142
破産更生債権等	1,443,567	1,442,482
その他	222,500	235,415
貸倒引当金	1,443,567	1,442,482
投資その他の資産合計	2,949,190	2,743,557
固定資産合計	8,545,061	8,264,736
資産合計	17,885,293	17,913,323

(単位：千円)

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当第3四半期会計期間 (平成30年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	621,479	599,671
短期借入金	² 750,000	² 720,000
未払金	139,611	140,955
未払法人税等	281,518	56,912
賞与引当金	120,000	60,603
設備関係支払手形	1,432	1,077
その他	201,100	276,456
流動負債合計	2,115,143	1,855,676
固定負債		
役員退職慰労引当金	24,340	24,340
繰延税金負債	132,382	110,260
資産除去債務	55,576	55,630
固定負債合計	212,298	190,231
負債合計	2,327,441	2,045,908
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,672,275	3,672,275
資本剰余金	4,444,793	4,444,803
利益剰余金	10,424,770	10,754,202
自己株式	3,429,384	3,429,394
株主資本合計	15,112,454	15,441,886
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	420,212	392,435
評価・換算差額等合計	420,212	392,435
新株予約権	25,184	33,093
純資産合計	15,557,851	15,867,415
負債純資産合計	17,885,293	17,913,323

(2) 【四半期損益計算書】

【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年12月31日)
売上高	5,058,686	5,089,002
売上原価	3,513,051	3,587,791
売上総利益	1,545,634	1,501,210
販売費及び一般管理費	640,078	674,727
営業利益	905,556	826,483
営業外収益		
受取利息	891	882
受取配当金	58,206	58,560
貸倒引当金戻入額	2,300	1,238
その他	13,027	15,056
営業外収益合計	74,426	75,739
営業外費用		
支払利息	3,596	2,943
その他	25	295
営業外費用合計	3,622	3,239
経常利益	976,360	898,982
特別利益		
受取損害賠償金	2,647	-
投資有価証券売却益	36,149	1,372
受取保険金	-	15,762
特別利益合計	38,796	17,134
特別損失		
固定資産除却損	2,968	1,734
投資有価証券評価損	-	143,273
その他	-	1,327
特別損失合計	2,968	146,335
税引前四半期純利益	1,012,188	769,781
法人税等	317,320	252,954
四半期純利益	694,868	516,827

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

	当第3四半期累計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年12月31日)
税金費用の計算	税金費用については、当第3四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には法定実効税率を使用しております。

(追加情報)

	当第3四半期累計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年12月31日)
	「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第1四半期会計期間の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

(四半期貸借対照表関係)

- 1 四半期会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。
なお、当第3四半期会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期会計期間末日満期手形が、四半期会計期間末残高に含まれております。

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当第3四半期会計期間 (平成30年12月31日)
受取手形	48,196千円	38,212千円

- 2 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行7行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。

当第3四半期会計期間末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当第3四半期会計期間 (平成30年12月31日)
当座貸越限度額及び 貸出コミットメントの総額	2,300,000千円	2,300,000千円
借入実行残高	750,000千円	720,000千円
差引額	1,550,000千円	1,580,000千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年12月31日)
減価償却費	315,515千円	322,196千円

(株主資本等関係)

前第3四半期累計期間(自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成29年6月27日 定時株主総会	普通株式	93,699	15.00	平成29年3月31日	平成29年6月28日	利益剰余金
平成29年10月27日 取締役会	普通株式	93,698	15.00	平成29年9月30日	平成29年12月4日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第3四半期累計期間(自 平成30年4月1日 至 平成30年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成30年6月26日 定時株主総会	普通株式	93,697	15.00	平成30年3月31日	平成30年6月27日	利益剰余金
平成30年10月26日 取締役会	普通株式	93,697	15.00	平成30年9月30日	平成30年12月10日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の事業セグメントは、食品加工事業のみの単一セグメントであり重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年12月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益	111円24銭	82円74銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益(千円)	694,868	516,827
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る四半期純利益(千円)	694,868	516,827
普通株式の期中平均株式数(株)	6,246,561	6,246,513
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	110円63銭	82円21銭
(算定上の基礎)		
普通株式増加数(株)	34,396	40,407
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要		

2 【その他】

(1) 中間配当

第65期（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）中間配当について、平成30年10月26日開催の取締役会において、平成30年9月30日の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議し、配当を行っております。

配当金の総額	93,697千円
1株当たりの金額	15円00銭
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	平成30年12月10日

(2) 重要な訴訟事件等

当社元取締役に対する損害賠償請求訴訟

当社は、平成21年11月11日、当社元取締役6名に対し、これらの者による過去の資産運用等について、取締役としての任務懈怠（善管注意義務違反、忠実義務違反）等があったことを理由に、これにより当社が被った損害（57億5,013万7,260円）の一部（11億円（被告2名についてはその内の3億円）およびこれに対する訴状送達日の翌日から年5分の割合による遅延損害金）について、損害賠償請求訴訟を名古屋地方裁判所に提起しました。本件訴訟につきましては、平成23年11月14日、名古屋地方裁判所からの和解勧告に従い、被告6名のうち2名について和解により解決しております。その後、平成23年11月24日、名古屋地方裁判所は、和解勧告に応じなかった被告4名のうち2名に対しては、当社の請求どおり、3億円および遅延損害金の支払いを命じ、その余の当社の請求は棄却する旨の判決を言い渡しました。当社としましては、当該判決のうち当社の請求が認められなかった部分を不服として、平成23年12月12日、名古屋高等裁判所に控訴を提起していましたが、平成25年1月21日、名古屋高等裁判所からの和解勧告に従い、残りの2名については和解により解決しております。一方、和解による解決とならなかった2名は、名古屋地方裁判所による一審判決を不服として、平成23年12月9日、名古屋高等裁判所に控訴を提起していましたが、平成25年3月28日、名古屋高等裁判所は、当該控訴をいずれも棄却する旨の判決を言い渡しました。その後、同2名は、平成25年4月12日付けで最高裁判所に対する上告受理の申立てを行っていましたが、平成25年10月1日、最高裁判所は、当該申立てを上告審として受理しない旨の決定を言い渡しました。その後、同2名のうち1名については、東京地方裁判所より平成30年1月17日付けで破産手続開始決定、平成30年6月8日付けで破産手続廃止決定、平成30年6月8日付けで免責許可決定があり、同人からの回収は困難な状況となりました。なお、同2名のうちの他の1名については、現時点で回収の見通しは不確定であることから、詳細が決まり次第、適時開示いたします。

株式会社MAGねっとホールディングス（当時の商号は、株式会社MAGねっと。以下、「MAGねっと」といいます。）および株式会社ASA（当時の商号は、株式会社KEホールディングス。以下「ASA」といいます。）に対する保証債務履行請求訴訟

当社は、平成21年1月16日、株式会社SFCG（以下、「SFCG」といいます。）が発行したコマーシャル・ペーパー（額面金額15億円。以下、「BCP」といいます。）を引き受けた際、同日付けでMAGねっとおよびASAからBCPに係る償還債務全額について保証を受けておりました。その後、SFCGが平成21年2月23日、東京地方裁判所民事20部に対し民事再生手続開始を申立てたことにより、BCPに係る償還債務全額についてSFCGが期限の利益を喪失した結果、当社は、保証人であるMAGねっとおよびASAに対し、平成21年2月26日、BCPに係る15億円の保証債務履行請求訴訟を東京地方裁判所に提起しました。本件訴訟につきましては、平成22年4月30日、東京地方裁判所民事第45部より、原告（当社）の被告ら（MAGねっとおよびASA）に対する総額15億円および遅延損害金の請求権の存在を認める旨の判決が言い渡されました。その後、被告らが東京高等裁判所に控訴しましたが、平成22年10月28日、東京高等裁判所第4民事部より、被告らが原告（当社）に対して、連帯して15億円および遅延損害金を支払うよう命じる判決が言い渡されております。

なお、株式会社東京証券取引所は、平成28年6月30日、MAGねっとが同日提出した有価証券報告書によって、MAGねっとが平成27年3月期決算に続いて平成28年3月期決算においても債務超過となったことが確認されたため、MAGねっと株式を平成28年8月1日に上場廃止とすることを決定し、整理銘柄に指定しました。その後、MAGねっと株式は、平成28年8月1日付けで上場廃止となりました。

今後とも、判決に基づく回収の見通しは不確定であることから、詳細が決まり次第、適時開示いたします。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成31年 2月 8日

佐藤食品工業株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	水 野 大 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松 岡 和 雄 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている佐藤食品工業株式会社の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第65期事業年度の第3四半期会計期間（平成30年10月1日から平成30年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成30年4月1日から平成30年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、佐藤食品工業株式会社の平成30年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。